

第2 主要な事務事業の点検・評価

平成28年度点検・評価対象事業（平成27年度分）は、平成27年度教育委員会「基本方針と事業計画」に記載している事業の中から、三鷹市実施の事業評価で対象としている事業を中心に、以下の19事業とした。

No.	事業名	担当課	事業評価		該当ページ
			進捗状況	成果	
1	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課	A	A	9
2	知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	指導課	A	A	11
3	いじめ防止等の対策の推進	指導課	A	A	13
4	教育支援プラン2022の推進と総合教育相談室事業の充実	学務課	A	A	15
5	三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成	指導課	A	A	17
6	児童・生徒の安全を見守る体制の充実	学務課	A	A	19
7	学校給食の安全・安心の確保	学務課	A	A	20
8	学校体育館の耐震性の確保	総務課	B	A	21
9	学校施設の長寿命化及び非構造部材の耐震補強工事の計画策定	総務課	A	A	22
10	中学校特別教室等の空調設備整備の推進	総務課	A	A	23
11	学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用	学務課	A	A	24
12	ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用	総務課・指導課	A	A	26
13	高山小学校の学級数増への適切な対応	総務課・学務課	A	A	27
14	川上郷自然の村の効率的な運営の推進とあり方の検討	総務課・指導課	A	A	28
15	地域社会の拠点としての学校づくりの推進	指導課	A	A	30
16	健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備に向けた取り組み）	総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館	A	A	31
17	大沢二丁目古民家（仮称）の復原整備に向けた取り組み	生涯学習課	A	A	33
18	生涯学習プラン2022の推進（生涯学習のまちづくりに資する人財の育成及び活用の推進）	生涯学習課	A	A	34
19	図書館システムの導入	図書館	A	A	36

点検・評価 個別評価表の見方

平成 27 年度事業計画の該当箇所を記載
ただし、平成 27 年度当初に「点検・評価」対象事業として設定していなかったが、社会的に強い関心が寄せられた事業を「点検・評価」対象事業として選定した場合、**特**と表記

No.8	学校体育館の耐震性の確保	事業を実施する目的や事業実施の背景等を記載
平成 27 年度事業計画	(第 1 部)目標Ⅳ-2	担当課 総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、教育環境の整備を図るとともに耐震性能の確保及び防災拠点としての安全性を高めるため、計画的に学校施設の整備を進めている。

小・中学校校舎及び体育館については、耐震診断に基づき、計画的に耐震補強工事を実施している。

平成 27 年度事業計画と関連付けて、平成 27 年度単年度の目標を記載

平成 27 年度の取組について

目標	平成 23 年度から 24 年度にかけて実施した耐震診断内容再調査の結果に基づき、耐震補強工事が必要となった学校体育館について計画的に耐震補強工事を行う。平成 27 年度は、平成 26 年度に実施設計を行った 4 校の耐震補強工事を実施し、平成 27 年度中に市立小・中学校の耐震化率 100%をめざす。
指標	・学校体育館 4 校（第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校）の耐震補強工事の完了
取組状況	第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の耐震補強工事が完了し、三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は 100%となった。これにより、児童・生徒の教育活動の拠点である学校施設の安全性を確保することができた。

具体的に実施する内容を記載

平成 27 年度の取組状況を記載

事業評価	進捗状況に対する評価	B	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

【進捗状況】
B・Cとした場合は、遅れた理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載

今後の取組・課題

第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の体育館耐震補強工事が完了し、三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は 100%となった。これにより、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害発生時には地域の防災拠点ともなる学校施設の安全性を確保することができた。今後は、さらに安全で快適な学習環境づくりに向けて、施設の老朽化への対応と非構造部材の耐震対策等を行う小・中学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施する。

【成果】
S、B、Cとした場合はその理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載
(達成度 S:100%超、A:90~100%、B:70%~90%未満、C:70%未満または取組方針変更等)

平成 27 年度の取組状況を踏まえ、翌年度以降の取組と課題を記載

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成27年度事業計画

(第1部)目標Ⅰ-1,2,3 Ⅱ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

三鷹市教育ビジョン2022を踏まえ、一貫カリキュラムに基づく義務教育9年間の連続性と系統性のある指導の充実を図り、児童・生徒の人間力、社会力及び確かな学力を育む教育の充実と発展を目指す。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした学校づくりを推進し、学園としての教育力の向上を図る。

平成26年度の実績について

<p>目標</p>	<p>(1) 学園・学校での教育活動の成果を検証し、改善を絶えず行えるよう、自律的な学園・学校経営の推進に向けた学校評価・学園評価の計画的な実施を図る。</p> <p>(2) コミュニティ・スクール委員会会長を対象とした「コミュニティ・スクール連絡会」や「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」を活用し、学園間の交流・連携の推進を図るとともに、協議の活性化に向けた熟議等を推進する。</p> <p>(3) 地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するため、学園やコミュニティ・スクール委員会の広報活動及び、「学校支援者養成講座」等、三鷹ネットワーク大学と連携した研修機能を充実する。</p> <p>(4) 「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づく小・中一貫教育の充実により、学園として一体感のある教育を推進する。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加 ・学校ボランティアの参加者数の増加 ・学校支援者養成講座の効果的な実施、CSガイドの作成等による人材養成と取り組みの普及・啓発
<p>取組状況</p>	<p>(1) コミュニティ・スクール委員会での協議等を経て、学校評価・学園評価を着実に実施するとともに、児童・生徒の声や地域・保護者の意向の反映に努め、継続的に学園・学校運営の改善を図った。また、教員の学校マネジメント能力の一層の向上を図るため、指導教諭の役割等を追記するなど「三鷹市立学校人材育成方針」を一部改正した。</p> <p>(2) 委員改選後の新体制が円滑に進むよう、コミュニティ・スクール連絡会を新設し、基本的な考え方や会議の進め方・ルール等の共通理解を図るとともに、現状と課題を共有するなど事務局と学園間の交流・連携を図った。</p> <p>(3) 各学園のコミュニティ・スクール委員会は、児童・生徒の学力向上に向けて、望ましい生活習慣や学習習慣の定着を図るため、平成26年度に作成した「学園のスタンダード」の実践とより実効性を高めるための改訂を行った。また、CSガイドを新たに3学園（連雀学園・にしみたか学園・おおさわ学園）で作成したことにより全学園での作成が完了し、コミュニティ・スクール委員会の活性化と各学園の特色を幅広く広報する活動を進めた。</p>

取組状況	<p>「学校支援者養成講座」のうち、教育ボランティア養成講座については、ボランティア経験に応じた3コース（入門編、実践編、コーディネート編）を希望校で開催し、コミュニティ・スクールを支える地域人財の効果的な養成に努めた。学校開催にすることで、学校のニーズに合った講座内容にすることができ、受講者数も平成26年度と比べ3割増となった。受講者アンケートからは、「グループワークを通して自分達でボランティアの心構えに気付くことができた。（入門編）」「授業に入るのは初めてだったが、やりがいを感じた。これを機にボランティアに関わっていきたいと思う。（実践編）」「事務局の重要性を感じた。（コーディネート編）」等の意見が多く、講座受講の満足度は100%と高かった。</p> <p>(4) 「三鷹市立学校人財育成方針」について、①校長、副校長の「学校マネジメント能力」の一層の向上、②早期の段階から各教員にキャリアアップを意識させる、③指導教諭の活用、の観点等から一部を改正し、教職員の人財育成に努めた。また、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づき、小・中相互乗り入れ授業や学園研究等による学園内の教員の積極的な連携・指導交流の推進やキャリア・アントレプレナーシップ教育の充実を図った。</p> <p>(5) 市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合は、平成26年度と比べ1.7ポイント減の79.4%となったが、基本計画前期目標値の79.0%は上回った。また、学校支援ボランティアの参加者数は、学園・子どもの実態に応じたボランティアの活用を図る中で、延べ人数が984人減の16,823人となったが、ボランティア研修会の開催や広報誌の充実等により、ボランティア登録者数は、176人増の2,771人となり、支援者の裾野の拡大につながった。</p>		
	事業評価	進捗状況に対する評価	<p>A</p> <p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に対する評価	<p>A</p> <p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>	
今後の取組・課題			
<p>にしみたか学園の開園10周年にあたり、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」のこれまでのあゆみと取組を総括し、今後の活動の充実・発展を図るため、講演会の開催や記念誌の発行など、記念事業を実施する。また、持続可能なコミュニティ・スクールとして充実・発展していくため、コミュニティ・スクール委員を対象に、更なる理解を深めるための市教育委員会主催の研修会を開催する。</p> <p>各コミュニティ・スクール委員会が年数回発行している「コミュニティ・スクールだより」を年1回、カラー印刷できるようにし、コミュニティ・スクールの意義、活動内容、成果等を地域に向けてさらに情報発信していく。</p> <p>学校支援ボランティアについては、学園・子どもの実態に応じた支援が行えるよう、学校支援者養成講座の充実等により、支援者の裾野の拡大に努めていく。</p>			

No.2 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

平成 27 年度事業計画

(第 1 部) 目標Ⅱ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

平成 27 年度の実施について

<p>目標</p>	<p>(1) 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法等の課題の解決に向けたより実効性と具体性の高い「授業改善推進プラン」の作成 ・「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の活用による学習指導の改善 <p>(2) 豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業地区公開講座の実施方法や内容の工夫・改善 <p>(3) 健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の児童・生徒に比較的課題が見られる「投げる力」の改善のために児童・生徒の体力・運動能力向上事業(外部専門家による指導)の実施
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「授業改善推進プラン」の活用と公表 ・教員研修における「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の活用 ・各校が実施している「道徳授業地区公開講座」への地域・保護者等の参加数 ・体力・運動能力調査の「ソフトボール投げ」「ハンドボール投げ」の得点向上
<p>取組状況</p>	<p>(1) 学力調査の結果分析や「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の授業改善の視点を取り入れ、全校が「授業改善推進プラン」の見直しを行い、授業改善を図るとともに、ホームページ等により保護者・地域住民への周知を行った。</p> <p>若手教員育成研修(1年次から3年次)及び10年経験者研修において「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の授業改善の視点を取り入れた授業研究を実施した。各学校すべての教員が「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)に基づいた学習指導の改善・充実を年間の目標として自己申告書に記載するとともに、年間を通して、管理職による授業観察や指導・助言等を行った。</p> <p>(2) 道徳教育の推進のために、全校が道徳教育の年間指導計画の見直しを行った。平成27年度も指導課訪問の際に研究授業を道徳に特化し、全教職員の参加による授業研究と協議を行うことで授業の改善を図った。</p> <p>全校が実施している「道徳授業地区公開講座」において、演目や講師選定、開催時間などを工夫することで、地域・保護者等の参加者数は、前年度比較</p>

取組状況	800名増の9,739名となった。		
	(3) 課題のある種目とされた「ソフトボール投げ」「ハンドボール投げ」については、小学校5学年と中学校2学年で外部講師を招いた実技指導を実施した。この結果、中学校2学年では、男女とも都の平均と前年度同学年の記録を上回ることができた。小学校5学年では、男女とも前年同学年の記録を下回ったが、男子は都の平均を上回ることができた。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題			
<p>(1) 年次研修や指導課訪問、教育アドバイザーによる訪問指導等の機会を生かし、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)による授業改善を進める。各学校においても「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を自己申告に組み込むとともに、授業観察時の指導を徹底することで、教員の授業改善を図る。ディスカッションやグループ・ワークなど児童・生徒の主体的・協働的な課題解決学習や双方向型の学習を進め、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)の活用による学習指導の改善と、授業における児童・生徒の学習習慣の確立を図る。</p> <p>「言語能力向上拠点校」(都)の指定を受けた三鷹の森学園第五小学校の研究成果を、共有することにより、言語活動を取り入れた授業の充実を図る。</p> <p>平成28年度は次期学習指導要領の移行措置として、「三鷹市小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の改定に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 「特別の教科 道徳」を踏まえ、平成28年度は、学習指導要領改訂の趣旨の周知を図るとともに、各学校において年間指導計画の改訂、国及び都の教材集の効果的な活用及び道徳授業地区公開講座の実施方法や内容の工夫・改善を図る。また、教員による道徳教育推進委員会を設置し「考え、議論する道徳」の実施に向け指導方法や評価、指導計画について検討するとともに、授業改善に向けた授業研究を行う。</p> <p>(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <p>体力調査を基にした各校の課題に応じた取組を推進するとともに、教員によるオリンピック・パラリンピック教育推進委員会を設置し、国や都の情報を適切に発信するとともに効果的な実践や指導法の改善を図る。</p> <p>「オリンピック・パラリンピック教育重点校」(都)の指定を受けた連雀学園南浦小学校の取組を、全校に発信することで市内小・中学校のオリンピック・パラリンピック教育の普及・啓発を図る。</p>			

No.3 いじめ防止等の対策の推進

平成 27 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅱ-4

担当課

指導課

事業の背景・目的

平成 25 年 9 月 28 日のいじめ防止対策推進法の施行を契機として、三鷹市のこれまでのいじめ問題への取組を踏まえた条例及び基本方針を策定するとともに、各学校におけるいじめ防止対策の充実と推進を図る。

平成 27 年度取組について

<p>目標</p>	<p>(1) 「三鷹市いじめ防止対策推進条例」「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の改定</p> <p>(2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応といじめ対策年間計画に基づく未然防止・早期発見の取組の推進</p> <p>(3) いじめ問題対策協議会を活用した効果的な取組の推進</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の改定及びホームページでの公表 ・いじめの「認知」及び「疑い」の件数 ・各学校におけるいじめの問題の解決に向けた児童・生徒の主体的活動の実施 ・いじめ問題対策協議会の開催（年 3 回予定）からの提言
<p>取組状況</p>	<p>(1) 「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、各学校が実効性のある取組を進めるため、近年増加傾向にあるネットいじめの未然防止に向けて、学校や家庭におけるルールづくりの視点等から検討を行い、年度末までに全校で「学校いじめ防止基本方針」の改定を行った。この方針については、平成 28 年 4 月末日までに各学校のホームページに掲載するなど、周知と定着を図っていく。</p> <p>(2) いじめの「認知」及び「疑い」の件数については、平成 27 年 11 月 30 日時点の「認知」件数は 106 件（小学校 62 件、中学校 44 件）、「疑い」の件数は 17 件（小学校 16 件、中学校 1 件）である。（前年度同時期比 「認知」は 21 件増、「疑い」は 5 件減）</p> <p>(3) いじめの問題解決にむけて、あいさつ運動を全校で実施するとともに、代表委員会が中心となり、いじめ撲滅の呼びかけ、いじめ防止運動、ポスター、人権作文など、児童・生徒の主体的活動を各学校で実施した。</p> <p>(4) いじめ問題対策協議会を年間 3 回開催し、市内小・中学校における具体的ないじめの事例を基にした協議や「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の改定に向けた意見交換等を行った。</p>

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

引き続き、いじめは深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、各学校が「学校いじめ防止基本方針」のもと、「いじめ対策年間計画」の充実を図り、「学校いじめ対策委員会」を活用して面談やアンケートなどを実施して児童・生徒の実態を細かく把握するなど、計画的・組織的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、「三鷹市いじめ問題対策協議会」においていじめ問題への取組がより実効性をもったものとなるように点検・評価することで、いじめ防止対策を推進する。

いじめ問題対策協議会によるいじめ防止対策の見直しや改善に関する意見を踏まえ、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の見直しを行う。

また、各校の取組状況の評価を踏まえ、より実効性をもった「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

No.4 教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実

平成 27 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅱ-5

担当課

学務課

事業の背景・目的

三鷹市教育支援プラン 2022 に基づき、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな教育支援の充実を図り、障がいのある子もいない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援する。一人ひとりのニーズに応えられる教育支援を推進し、0歳からの教育支援が行えるよう、福祉・保健・医療等諸機関との連携、相談、支援体制を強固にしていく。

また、通常の学級においても教育支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう教員研修体制を整備する。

平成 27 年度の実績について

<p>目標</p>	<p>(1) 乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するために、個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインに基づく確かな実態把握と計画の作成を行い、活用を図る。</p> <p>(2) 学校管理職、教員等への質の高い研修を実施し、アンケート調査により、「研修内容理解度」を検証する。</p> <p>(3) 教育支援推進委員会において、授業改善の観点から、教育支援プラン 2022 の推進状況を検証する。</p> <p>(4) 特別支援教室の導入を踏まえた、固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方を検討する。</p> <p>(5) 子どもの貧困対策への対応も含めた、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークを強化する。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市で作成したガイドラインに基づく確かな実態把握と個別指導計画・個別の教育支援計画の作成 ・教育支援関係研修会参加者の研修内容理解度の向上 ・教育支援推進委員会において、授業改善の観点から教育支援プラン 2022 の推進状況を検証 ・特別支援教室の導入を踏まえた、固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方の検討 ・子どもの貧困対策への対応も含めた、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークの強化
<p>取組状況</p>	<p>(1) 「個別指導計画・個別の教育支援計画作成のガイドライン」の簡易版の周知と活用の定着により、各学校において、共通の様式を用いた児童・生徒の実態把握と的確な個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用が図られた。</p> <p>(2) 夏季教育支援関係研修会のアンケートでは、児童・生徒の特性に応じた接し方や、三鷹市内の関係機関との連携について理解が深まり、気づきがあったと</p>

取組状況	<p>いう感想を得ることができ、学校における教育支援の充実を図ることができた。また、学校管理職も教員に対して、適切な研修を行った。</p> <p>(3) 教育支援推進状況調査を全小・中学校において実施し、その結果を基に、教育支援推進委員会において、授業改善の観点から教育支援プラン 2022 の推進状況の検証を行った。小・中学校の通常の学級においても、児童・生徒の実態把握を前向きに行い、授業の流れや既習事項の可視化などを行い、「わかる」授業や指導方法の工夫等を行っていることが確認された。</p> <p>(4) 特別支援教室の導入に向け、教育部内の「校内通級教室（仮称）プロジェクト・チーム」と教職員を含めた「ワーキンググループ」を設置し、それぞれ 11 回と 3 回の会議を開催し、検討すべき課題の整理や進め方とスケジュールの検討・調整を行うとともに、先行して巡回指導を実施している他市の視察を実施した。また、学校管理職を含めた「校内通級教室（仮称）検討グループ」を設置し、2 回の会議を開催する中で、プロジェクト・チームとの共通理解を図った。</p> <p>(5) 教育相談員・スクールカウンセラーを活用したスクールソーシャルワークについては、配置体制を 6 人に拡充したことにより、ニーズへの迅速な対応と福祉・保健・医療等関係機関との一層の連携が行えるようになり、関係機関との連携件数が、26 年度（206 件）の約 1.1 倍の 224 件に増加した。</p>		
	事業評価	進捗状況に対する評価	<p>A</p> <p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に対する評価	<p>A</p> <p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>	
今後の取組・課題			
<p>平成 28 年度は、「校内通級教室（仮称）」（特別支援教室）の導入に向け、巡回指導体制の整備や教員の専門性の向上、利用開始から終了までの手続き等についての考え方を示す実施方策を策定し、平成 29 年度からの開始に向けて確実に準備を進めることで、学校及び地域における教育支援の推進を目指す。</p>			

No.5 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成

平成 27 年度事業計画

(第 1 部) 目標Ⅲ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

平成 25 年 3 月に策定した「三鷹市立学校人財育成方針」に基づき、キャリアパスを示しながら、優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進し、三鷹の子どもたちのために教育指導の充実を図る。

平成 27 年度の取組について

目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三鷹市立学校人財育成方針を踏まえた三鷹市の教育が求める教員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修等の機会を活用した「三鷹市立学校人財育成方針」の周知と各校における OJT の促進 (2) 資質向上に向けた教員研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員育成のための研修の充実 ・各教員の「キャリア・プラン」に基づく研修や国及び都で行う研修への参加奨励 (3) 学校の組織的な教員研修・研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中一貫教育校の推進に向けた学園ごとの小・中学校合同研修の推進 	
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校人財育成方針」を踏まえた教員研修の実施 ・3年次までの教員を対象とした「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した授業研究の実施 ・学園研究会の実施と、成果に関する管理職ヒアリング 	
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「三鷹市立学校人財育成方針」を平成 28 年 1 月に一部改正し、各職層に求められる能力や役割及びキャリアパスのモデルについて周知し、各学校における意図的・継続的・計画的な育成を促した。また、同方針を踏まえ、職層研修、年次研修、5 市合同研修等の市教委主催の研修を充実させることにより、校長・副校長のマネジメント力の向上や教員の指導力・対応力の育成を図った。 (2) 若手教員の育成を図るため、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)を活用した授業研究を 1 年次教員は年 3 回、2、3 年次教員は年 1～2 回実施し、指導技術の習得を図った。 (3) 学園研究会での授業研究の参観と協議会での積極的な参加について全校が実施した。管理職ヒアリングでは、「小・中学校の教員が 9 年間を見通した課題把握と課題解決を図ることが可能となる。」「学園として教員を育成する視点が出てきた。」等の成果が報告された。 	
事業評価	進捗状況に対する評価 A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む。) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価 A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

「三鷹市立学校人財育成方針（一部改正版）」の更なる周知と教育委員会及び学校が連動し効果的に人材育成を図ることが必要である。そのためには、各職層における役割・能力やキャリアパスについての理解を深め、自己申告書や校務分掌上の役割分担、市や学園・学校内での研修、OJT等に反映させ意図的・継続的・計画的に育成していくことが重要である。

今後も、三鷹にふさわしい教員の配置を進めるため、学校運営協議会の機能（任命権者への任用等の意見）やコミュニティ・スクール教員公募制度の有効活用、「みたか教師力養成講座」の充実とともに、現職教員の外部折衝力・マネジメント能力の向上を図る「みたか教師力錬成講座」を引き続き実施する。

なお、平成28年度は教員としてのキャリア形成上求められる教育公務員としてのコンプライアンス（法令遵守）や服務規律を徹底するため、教育公務員としての服務規律及び服務事故防止を徹底する研修や、教育公務員に求められる高い倫理観や社会的な常識を身に付ける職層研修を実施する。

No.6 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

平成27年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

現在、学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用や、全市立小・中学校に設置した防犯カメラ、非常通報装置などの適切な運用により、学校における児童・生徒の安全確保に努めているところであり、今後も、引き続き市や関連機関等と連携を図りつつ、一層の児童・生徒の安全を見守る体制の充実を図る。

平成27年度の実施について

目標	学校と地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完するため、東京都の通学路防犯設備整備補助制度を活用し、小学校の指定通学路上に防犯カメラを設置することにより、児童のさらなる安全確保を図る。		
指標	・小学校4校（第三小、第五小、大沢台小、羽沢小）の通学路各5か所に防犯カメラを設置する。		
取組状況	東京都の補助制度を活用し、平成26年度の北野小学校に続き、平成27年度は小学校4校の通学路に各校5台の防犯カメラを設置した。設置場所については、各校において防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校を始めPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域の関係者との協議のうえ、地域の実情に応じた設置場所を選定することにより、児童の安全確保の向上を図った。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

通学路における防犯カメラの設置については、学校、保護者、地域等と協議しながら、平成28年度は新たに小学校4校に設置するとともに、地域特性を踏まえ、中学校1校においても防犯カメラ設置に取り組み、学校、地域等が行う通学路の見守り活動を補完し、児童・生徒の安全確保のさらなる強化を図る。

No.7 学校給食の安全・安心の確保

平成27年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射性物質の拡散や、近年の学校給食における食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いによる死亡事故の発生などにより、保護者の学校給食に対する関心が高まっている。このため、学校給食の安全性を示し、児童・生徒が安心して給食を食べることができるような環境を整備する。

平成27年度の取組について

目標	学校給食のより一層の安全確保のため、学校給食用食材の放射性物質検査の実施と食物アレルギーへの確実な対応を行う。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用食材の放射性物質検査の実施 ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」(平成22年1月)を基本とした管理・取組の一層の徹底 		
取組状況	<p>7月(13校)と12月(9校)に分けて、各校1回の放射性物質検査を実施し、全ての給食で、放射性物質は検出されなかった旨、市のホームページで公表を行い、保護者等の給食に対する安全・安心の確保を図った。</p> <p>食物アレルギー疾患対策については、「学校生活管理指導表」に記載された主治医からの正確な情報・指示に基づき、各校において組織的に取組内容を検討し、保護者との面談のうで個々の対応方法を決定して取組を行うなど、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を基本とした管理・取組の一層の徹底を図った。また、ヒヤリハット事例の全校での情報共有を行う中で、個々の児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応に係る教職員全員の共通理解や、校内の予防体制と緊急対応体制の再確認を図るなど、学校における食物アレルギー疾患対策を推進した。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

平成28年度についても、学校給食のより一層の安全確保のため、学校給食用食材の放射性物質検査を行う。食物アレルギー疾患対応については、給食で使用する食材の選定や「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を基本とした管理・取組の一層の徹底を進めるとともに、各校における食物アレルギーへの組織的対応、緊急時の対応体制の確立等について、引き続き徹底を図る。さらに、アドレナリン自己注射薬「エピペン」練習用トレーナーや研修用DVDなどを活用しながら、各校における校内研修を推進するなど、学校における食物アレルギー疾患対策の強化を図る。

No.8 学校体育館の耐震性の確保

平成 27 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、教育環境の整備を図るとともに耐震性能の確保及び防災拠点としての安全性を高めるため、計画的に学校施設の整備を進めている。

小・中学校校舎及び体育館については、耐震診断に基づき、計画的に耐震補強工事を実施している。

平成 27 年度の取組について

目標	平成 23 年度から 24 年度にかけて実施した耐震診断内容再調査の結果に基づき、耐震補強工事が必要となった学校体育館について計画的に耐震補強工事を行う。平成 27 年度は、平成 26 年度に実施設計を行った 4 校の耐震補強工事を実施し、平成 27 年度中に市立小・中学校の耐震化率 100%をめざす。		
指標	・学校体育館 4 校（第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校）の耐震補強工事の完了		
取組状況	<p>第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の耐震補強工事が完了し、三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は 100%となった。これにより、児童・生徒の教育活動の拠点である学校施設の安全性を確保することができた。</p> <p>なお、北野小学校体育館耐震補強工事については、予定していた補強方法について一部変更が生じたため、工期の延伸が必要となったが、都市整備部公共施設課による工事の状況確認及び進行管理等の強化を図り、学校の協力を得ながら、教育活動への影響を最小限に留める中で、予定より一月半程度遅れで体育館の使用を開始することができた。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	B	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の体育館耐震補強工事が完了し、三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は 100%となった。これにより、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害発生時には地域の防災拠点ともなる学校施設の安全性を確保することができた。今後は、さらに安全で快適な学習環境づくりに向けて、施設の老朽化への対応と非構造部材の耐震対策等を行う小・中学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施する。

No.9 学校施設の長寿命化及び非構造部材の耐震補強工事の計画策定

平成27年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、教育環境の整備を図るとともに耐震性能の確保及び防災拠点としての安全性を高めるため、計画的に学校施設の整備を進めている。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、学校施設でも屋内運動場の天井材等(非構造部材)が崩落し人身被害が生じた例もあることから、小・中学校校舎及び体育館について、非構造部材の耐震補強及び老朽化対策を計画的に実施していく。

平成27年度の実施について

目標	三鷹市立小・中学校長寿命化改修整備方針を策定する。		
指標	・三鷹市立小・中学校長寿命化改修整備方針の策定完了		
取組状況	<p>学校施設の適切な維持・保全を図り、安全で快適な教育環境を実現するため、平成26年度に三鷹市立小・中学校施設の劣化度診断及び大規模改修事前調査を実施し、学校施設(校舎・体育館)の老朽箇所、老朽度、非構造部材の現状等を把握することができた。</p> <p>この劣化度診断及び大規模改修事前調査の結果を基に、市の「三鷹市公共施設維持・保全計画2022」と保全実施計画との整合を図りながら、「三鷹市立小・中学校長寿命化改修整備方針」を策定した。この整備方針は、平成28年度に最初の1校(第七小学校)の実施設計に着手し、第4次三鷹市基本計画の最終年度である平成34年度末までに11校の整備を完了させる計画としている。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

今後は、三鷹市立小・中学校長寿命化改修整備方針に基づき、トイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、屋上防水・外壁塗装・窓改修・給排水設備改修など、施設内外の改修工事と天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震対策を併せて計画的に実施する。

No.10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進

平成 27 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

平成 22 年度から 24 年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、空調設備が一部未整備となっている中学校の特別教室等への追加整備を計画的に進め、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備する。

平成 27 年度の取組について

目標	平成 26 年度に実施設計業務を行った中学校の空調設備が未整備の特別教室等（61 教室）のうち、平成 27 年度は、教科の特性上、熱源を使用する等の理由により室温の上昇が見込まれる 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）について、空調設備設置工事を行う。		
指標	・ 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）の空調設備設置工事の完了 （整備対象校 6 校：整備済の第三中学校を除く全中学校）		
取組状況	教科の特性上、熱源を使用する等の理由により室温の上昇が見込まれる 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）について、夏休みを中心に空調設備設置工事を実施・完了し、二学期からの良好な教室環境を整備することができた。 なお、平成 27 年度は国庫補助が不採択であったが、都補助では対象室の拡充があり全 17 教室が対象となったため、全体としては当初想定した補助金を 1,400 万円程度上回る歳入を確保した。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

平成 28 年度は、残りの 44 教室の特別教室等のうち、新たに都補助の対象となった 23 教室の特別教室（木工室、美術室等）への空調設備設置工事を行い、良好な教室環境を整備する。

No.1 1 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

平成 27 年度事業計画

(第 1 部) 目標Ⅳ-2

担当課

学務課

事業の背景・目的

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託の拡大を推進し、全校委託に向けて実施する対象校の検討・決定を行うとともに、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備などの改善を行う。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において課題の把握と改善に向けた検討を行う。

市内産の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより新鮮でおいしい給食を提供するとともに地産地消を促し、市内産野菜の活用を推進する。

平成 27 年度 of 取組について

<p>目標</p>	<p>平成 28 年度から給食調理業務委託を開始する羽沢小学校、第七中学校、委託開始から 5 年目の見直し時期を迎える第二小学校、井口小学校について、事業者の選定などの準備を行う。また、平成 27 年度新たに給食調理業務の民間委託を実施する第一小学校及び既委託実施校について、実施状況の把握を行う。</p> <p>市内産野菜の活用については、プロジェクト・チームや協議会等を設置し、使用率の向上に向けた協議を行う。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から新たに 2 校の委託化準備を行い、委託校を計 15 校とする。 市内産野菜の活用に係るプロジェクト・チームや協議会等の設置及び使用率向上に向けた協議の実施
<p>取組状況</p>	<p>前年度からの準備作業の結果、平成 27 年 4 月から、新たに第一小学校において自校方式による給食調理業務委託を開始することができた。この結果、平成 27 年度の給食調理業務委託校は計 13 校（小学校 9 校、中学校 4 校）となった。また、平成 28 年度から委託を行う羽沢小学校及び第七中学校について、9 月から 11 月にかけてプロポーザル方式による業者選定を行い、12 月に業者を決定、翌年 4 月の委託開始に向けて引継等準備を完了した。</p> <p>委託校には学校給食運営協議会を設置し、毎年度開催している。一年間を通して安全でおいしい給食が提供され、概ね順調に運営されるとともに、委託化により運営費を節減し、効率的な運営を図ることができた。</p> <p>学校給食への市内産野菜の活用については、庁内プロジェクト・チームを設置するとともに、東京むさし農業協同組合、三鷹市、三鷹市教育委員会の 3 者による、「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」を締結した。また、当該協定に基づく協議会を開催し、使用率向上に向けた方策について協議を開始した。</p>

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

学校給食調理業務の委託化については、学校給食運営協議会等の場で、委託業務の履行状況を常に確認しながら、学校給食の充実と運営の安定を図っていくとともに、平成 29 年 4 月からの 1 校の給食調理業務委託化に向けた準備を行っていく。

学校給食への市内産野菜の活用については、庁内プロジェクト・チーム及び「学校給食における市内産野菜活用推進連絡協議会」を開催し、使用率向上に向けたより具体的な方策について検討する。

No.12 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用

平成27年度事業計画

(第1部)目標Ⅳ-4

担当課

総務課・指導課

事業の背景・目的

教育活動・内容の充実と業務（校務事務）の効率化を図るため、小・中学校で授業や校務に利活用するICT環境・機器の整備を行う。

その際には、教職員の研修・サポート体制の整備と充実を図るとともに、情報セキュリティ機能の向上と所要経費の適正化を図る。

平成27年度の実施について

目標	小・中学校のICT環境の安定的な運用に努めるとともに、授業等でのICT利活用について、教務主任会や情報教育推進委員会等で効果的な指導方法について、情報共有や研修を行い、ICTを活用した授業モデルを研究する。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な指導方法についての情報共有及び研修の実施・ICTを活用した授業モデルの研究 情報セキュリティ研修の実施 		
取組状況	<p>教務主任会や情報教育推進委員会（2回開催）において、ICTを活用した授業における指導方法の情報共有・意見交換を実施した。</p> <p>ICTを活用した効果的な授業モデルの研究を行うため、モデル校、指導課、総務課で構成する三鷹市ICT活用授業モデル研究推進委員会を設置して、モデル校でタブレットを活用した授業を実施した。</p> <p>情報管理や情報モラルに関する情報セキュリティ研修を実施（4回）した。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

児童・生徒の主体的・協働的・能動的な学習の充実に向けて、そのための有効なツールの一つであるICTを活用した授業モデルの活用事例のさらなる蓄積と情報共有を図る。教務主任会やICT教育推進委員会における授業用ICT機器とデジタル教材のさらなる活用に向けた検討及び情報共有と、三鷹市ICT活用授業モデル研究推進委員会でのICT環境を活用した効果的な指導方法についての研究により、実効性のあるICTの活用方法及びICT環境の検討を進める。

No.14 川上郷自然の村の効率的な運営の推進とあり方の検討

平成 27 年度事業計画

(第 1 部)目標Ⅳ-6

担当課

総務課・指導課

事業の背景・目的

「三鷹市川上郷自然の村」は、市立小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動を行う校外学習施設として設置し、また、学校が使用しない期間は、広く市民がレクリエーション活動を行う施設として活用し、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入して効率的な管理運営を図っている。

平成 24 年度にとりまとめた「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム報告書」の内容を踏まえ、今後の施設及び自然教室のあり方について引き続き検討を行う。

平成 27 年度 of 取組について

<p>目標</p>	<p>施設の効率的な運営について、これまで行ってきた厨房業務の見直しなどの経営改善の方策の状況を確認しつつ、指定管理者である川上村振興公社と連携して、大学等の団体利用者獲得や各種ツアー実施及びPR活動による利用者拡大に取り組む。</p> <p>また、教育委員会内の関係課によるプロジェクト・チームにおいて行ってきた、効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方の検討、施設の管理運営形態などの検討結果を報告書として取りまとめ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性に係る方針を確定する。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般利用者数12,500人以上 ・ 施設及び自然教室のあり方検討結果に係る報告書の取りまとめ ・ 今後の施設の方向性に係る方針の確定
<p>取組状況</p>	<p>効率的な施設運営に向けて、床面清掃等の特別清掃業務、設備巡回点検業務の見直し等により経費削減（指定管理料：平成26年度比約5.2%減）を達成するとともに、指定管理者である一般財団法人川上村振興公社と連携して、一般利用者拡大に取り組んだ。年間を通じた各種ツアーの実施（10回実施で計280人が参加）や大学への積極的なPR活動などを行った結果、年間目標（12,500人）には届かなかったものの、過去最高の一般利用者数11,630人となった。</p> <p>プロジェクト・チームにおける効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を報告書として取りまとめ、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認した。その内容を踏まえ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性についての方針を平成 27 年 10 月に確定し、一般財団法人川上村振興公社を引き続き指定管理者としながら、更なる経費削減や一般利用者の拡大など効率的な施設運営の取り組みを継続し、今後も校外学習施設・市民保養施設としての活用を図ることとした。</p>

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

引き続き、指定管理者との連携による集客につながる魅力ある自主事業の実施などにより、一般利用者の更なる拡大を目指す。また、計画的な施設改修を実施するとともに、施設運営の一層の効率化に向けた改善に取り組む。

さらに、現在の指定管理期間が平成 28 年度末で終了するため、次期指定管理期間に向けて更なるサービスの向上が図られるよう、内容の検討を進める。

No.15 地域社会の拠点としての学校づくりの推進

平成 27 年度事業計画

(第 1 部) 目標 V-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

家庭、保護者、地域住民が当事者意識をもって学校を支えるコミュニティ・スクールの充実・発展を一層推進するとともに、地域における生涯学習や文化・スポーツなどの活動を促進するため、学校のもつ教育機能の提供や施設の開放を行うなど、学校が地域社会の拠点となり、地域コミュニティが醸成される「スクール・コミュニティ」の創造に向けて取り組みを進める。またこうした視点から、災害時の避難場所としての機能確保に向けて、施設設備の一層の充実を図るとともに、危機管理体制を構築し、防災拠点としての機能強化を図る。

平成 27 年度の実施について

目標	(1) 危機管理マニュアルの改善と安全教育・防災教育の充実 (2) 市や地域の防災訓練への参加や保護者への引き渡し訓練などを通じた家庭・地域と連携した防災・減災の取組の推進		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの見直し・改善を行った学校数と「避難訓練」「安全指導」の実施率及び「退避行動訓練」の実施率 ・市や地域の防災訓練等への学校の参加状況 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全校において「緊急事態（火災・自然災害、不審者）、健康（事故・事件等、アレルギー）、問題行動（生徒間トラブル、いじめ問題）」を共通項目として、危機管理マニュアルの見直しを行った。 ・家庭・地域と連携した防災・減災の取組として、市や地域の防災訓練に全中学校が参加した。保護者への引き渡し訓練は全小学校で実施した。 		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

今後も災害発生時の「危機管理マニュアル」の改善を進めるとともに、児童・生徒の安全教育・防災教育の充実や災害時の避難場所としての機能確保を図ることにより、地域の拠点としての学校の危機管理体制を実効性あるものとしていく。

また、中学校入学直後から「救急救命講習」で学んだ知識・技能を地域防災訓練等で積極的に活用できるよう、今年度まで中学校第 3 学年で実施していた「救急救命講習」について、平成 28 年度から中学校第 1 学年で実施し、防災等の知識・技能の習得と積極的な活用を進める。小学校においても自助の精神を基本に、安全教育・防災教育の充実を図るとともに、保護者への引き渡し訓練などを通じ、家庭・地域と連携した防災・減災の取組を推進する。

No.16 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備に向けた取り組み）

平成 27 年度事業計画	(第 2 部)目標 I -4, II -1, IV -1	担当課	総合スポーツセンター建設推進室 ・ 社会教育会館
--------------	------------------------------	-----	--------------------------

事業の背景・目的

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業は、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業を活用して、「災害に強いまちづくりの拠点」と「多様な機能が融合した元気創造拠点」を整備する事業である。このうち「健康・スポーツの拠点」は、井口地区で計画されていた「総合スポーツセンター（仮称）」に代わるものであり、「生涯学習の拠点」は、老朽化した公共施設を集約化する事業のひとつとして、社会教育会館を移転集約するものである。

※施設の名称については、これまで「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」としていたが、施設名称を含む設置条例が平成 28 年第 1 回市議会定例会で議決されたことから、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」とした。

平成 27 年度 of 取組について

目標	平成 28 年度の完成を目指し、平成 25 年 10 月より着手している三鷹中央防災公園・元気創造プラザの建設工事を推進する。また、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、他部門との事業連携や効率的な施設サービスを提供するための管理運営計画を策定するとともに、管理運営体制の検討や関連規程の整備を行う。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の推進 ・ 管理運営計画の策定 ・ 管理運営体制の検討 ・ 生涯学習センター条例の制定及び市民体育施設条例の改正 		
取組状況	施設の建設工事は順調に進んでおり、建物部分の工事は概ね完了した。平成 27 年 6 月には管理運営計画を策定し、市長部局と連携しながら、関係する審議会、団体等への説明や意見交換などを行った。意見交換の中では、施設の貸出等に関する要望をいただき、利用時間区分や使用料の項目について一部変更を行い、施設の設置条例に反映することができた。また、管理運営主体の中心として「公益財団法人三鷹市芸術文化振興財団」を改組する新財団「公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団」を指定管理者とすることを予定して、管理運営体制の検討を行った。さらに、各施設の設置条例の制定、改正を行ったほか、条例施行規則案や施設の維持管理業務等に係る業務仕様書等の作成に取り組んだ。		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

平成 28 年度の完成を目指し、引き続き、外構工事等を安全かつ計画的に進める。また、平成 29 年度の開設に向けて、市長部局と連携し、指定管理者等との協働による最適な管理運営体制の構築や、市民の多様なニーズに応える魅力的なプログラムの開発と市民の参加と協働の仕組みづくりを進める。

No.17 大沢二丁目古民家（仮称）の復原整備に向けた取り組み

平成 27 年度事業計画

(第2部)目標 I-4

担当課

生涯学習課

事業の背景・目的

平成 19 年 3 月に寄贈を受けた大沢二丁目古民家（仮称）について、大沢の里公園内の中核的な文化財の 1 つとして平成 30 年度の公開をめざし、整備方針を見直すとともに、債務負担行為を設定し、平成 27・28 年度にかけて基本設計を行い、平成 28 年度は実施設計に取り組む。整備後は、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民に親しまれる施設として、体験学習（昔あそび、年中行事等）の場としての活用や民具の展示を行うなど、地域文化財・地域観光の情報発信等の拠点として、三鷹型エコミュージアムのモデル事業を推進する。

平成 27 年度 of 取組について

目標	大沢二丁目古民家（仮称）の整備方針を確定し、基本設計を進める。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の確定 ・基本設計及び実施設計の契約 ・基本設計の着手 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・明治 35 年に創建された古民家について、関係各課、文化財保護審議会と整備方針の策定等に取り組む、昭和 55 年頃の改修後の状況に整備するとともに、体験活動等の場としての活用を行うことを基本とする新たな整備方針を策定し、エコミュージアムの拠点施設のひとつとして整備するため、基本設計及び実施設計の契約（債務負担行為）を締結し、基本設計に着手した。 ・平成 28 年度に解体調査を行うこととした。 		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

引き続き、基本設計・実施設計を行い解体工事等を実施する。また、地域団体や文化財保護審議会との協議、市民ボランティアの人財確保に向けた講座の開催、事業内容、管理運営計画の検討を行う。

No.18 生涯学習プラン 2022 の推進（生涯学習のまちづくりに資する人財の育成及び活用の推進）

平成 27 年度事業計画

(第2部)目標Ⅱ-3

担当課

生涯学習課

事業の背景・目的

生涯学習プラン 2022 では、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができるよう、生涯学習社会の構築に取り組んできた。さらに、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく 心豊かな社会をつくる」ことを基本目標とし、市民との協働による生涯学習を推進するとともに、学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びの循環」や人とのつながりを創出し、将来にわたって地域に受け継がれていく社会の実現を目指す。

平成 27 年度の取組について

目標	市民が生涯学習で学んだことを互いに役立て、地域の課題解決に活かすことと地域全体が発展し、地域のつながりや絆をつくり、コミュニティの創生につながる「生涯学習のまちづくり」を目指して、地域における人財の育成及び活用を推進する。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習計画推進会議（庁内会議）に参加している庁内各課が所管する生涯学習事業の調査及び自己評価の実施 ・生涯学習のまちづくりに資する人財の育成、支援、活用 ・第4次三鷹市基本計画第1次改定と連動した生涯学習プラン 2022 の改定
取組状況	<p>(1) 生涯学習計画推進会議（庁内会議）に参加している各課が所管する生涯学習事業について、三鷹市生涯学習プラン 2022 の基本目標を推進するための4つの基本施策に対して、以下5項目の事業調査を実施し自己評価を集計した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習に関する情報提供（40 事業） ②学習機会の提供（276 事業） ③市民の主体的な生涯学習を支援する取り組み等（26 事業） ④人財育成を目的とした事業、人財育成につながる取り組み等（42 事業） ⑤人財リストの整備・活用等について（4 事業） <p>今回の調査においては、事業の記載を細分化した結果、400 近い事業について回答があった。そのすべてが計画通りに実施されていて、①、②、③、⑤のほとんどが目標を達成し、④についても、概ね人財育成が図られてきていた。⑤については、活用方法の見直しにより運用を見合わせている人財リストがあったため、27 年度は4つのリストとなっている。</p> <p>また、各事業の課題を抽出できるよう調査票に修正を加えた結果、特に④については、講座受講後の経常的な活動の場の確保やマッチング、情報提供などのフォローアップが引き続き課題となっていることを把握し、各課で共有した。</p> <p>(2) 生涯学習のまちづくりに資する人財の育成、支援、活用については、前述のとおり、講座受講後のフォローアップについて課題があるが、「学びの循環」や「コミュニティ創生」につながる人財育成の事業、取り組みについて、広がり</p>

を取組状況として以下のとおりである。

① 大沢の里水車経営農家の「ボランティアスキルアップ講座」は、常時公開を支える市民解説員ボランティアの登録を増やし、ボランティアの技術向上を図ることを目的とした講座で、延べ32人が受講し、活動に活かしている。

② 社会教育会館の「市民講師入門講座」で、講演術を学んだ受講生9人のうち、7人に対して講座開設の支援を行う「市民講師デビュー講座」へつなげ、新たに2人が「まちの先生」に登録した。また、「ボランティア活用講座」で講師としてのレベルアップを図る機会を提供した。

③ 図書館では、平成26年度の「ミドル・シニアから始める絵本の読み聞かせ講座」の受講生のうち15人が、読み聞かせグループ「おはなしどんどこ」として活動を始め、定例勉強会や図書館、学童保育所等でのおはなし会のボランティアとして活動している。

市長部局においても、以下の取り組みが行われている。

④ 市民の防災意識高揚と防災行動力向上を図る「防災出前講座」と、この講座の講師養成及び地域の防災リーダー育成を目的とした「防災リーダー養成講座」では、啓発からリーダー養成まで2段階の講座を用意し、啓発レベルで1,641人、リーダー養成レベルで41人が受講している。

⑤ 「地域福祉ファシリテーター養成講座」は、地域の課題発見と解決のための企画や新しい交流を広げる実践的な内容で、自主グループ活動につながった例があるなど、その成果が地域の生活課題の発見や解決に活かされている。

⑥ 「認知症サポーター養成講座」は、1年間で1,063人が受講した。認知症高齢者の増加に伴い、認知症の正しい理解者を地域の中で増やしていく講座内容が、市全体の認知症支援の底上げにつながっている。

(3) 生涯学習プラン2022の第1次改定については、第4次三鷹市基本計画第1次改定と連動し、スケジュールどおりに実施できた。新たな基本的視点として、生涯学習振興行政の総合的推進に取り組み、庁内関係部署や民間団体、NPO、大学、企業等とも連携を図り、協働していくネットワーク型行政を推進することとした。

事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む。) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

「生涯学習プラン2022(第1次改定)」では生涯学習センターの開設に向けて、市域内の生涯学習活動全体を把握・調整し、生涯学習振興行政を総合的推進に取り組むことになった。特に人財育成につながる生涯学習の機会の提供については、学習の成果を活動の場につなげて実践できるよう、生涯学習計画推進会議(庁内会議)で共有しながら各部署と意見交換を行うなどコミュニティ創生につながる「生涯学習のまちづくり」を目指し連携して進めていく。

No.19 図書館システムの導入

平成 27 年度事業計画

(第2部)目標Ⅲ-2

担当課

図書館

事業の背景・目的

多様な利用者に対応する資料及び情報の収集と、迅速・確実な提供のための環境整備を行い、図書館サービスの充実を図る。

平成 27 年度 of 取組について

目標	市民サービスの向上に向けた新たな図書館システムを導入し運用を開始する。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな図書館システムの導入 ・新たな図書館システムの運用開始（9月） 		
取組状況	<p>9月1日から23日間の休館を経て、9月24日に新図書館システムを稼働させた。休館にあたっては、広報みたか、みたかの教育、図書館だより、ホームページ、館内掲示等により十分に事前告知を行うよう努めた。また、休館中は職員・市政嘱託員、臨時職員に対する操作研修を行い円滑な移行を図った。</p> <p>市民サービス向上のための新たな機能としては、利用者が気になる図書を記録し、後日予約に振り替えることもできる「お気に入り登録」や順次予約機能、利用カードの有効期限の通知といったメールによるお知らせサービス等を導入した。また、個人の貸出冊数上限を10冊から15冊に増やすとともに、1月25日から三鷹市立図書館メールマガジンの配信を開始するなど、サービスの向上を図った。導入後に市民や利用者から寄せられた様々な意見や要望等についても適切な対応に努めている。</p> <p>新図書館ホームページの作成では、市民にわかりやすい構成にリニューアルするとともに、ホームページ作成システムを採用し、更新のための操作性向上を図ることで、適切な更新と積極的な情報発信ができるようにした。なお、ホームページや利用カード等には、武蔵野美術大学との協働により作成した三鷹市立図書館ロゴマークを使用し、デザインイメージの統一を図った。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

システムの安定的な運用を第一に、市民や利用者から寄せられるさまざまな意見や要望等についても、構築事業者との緊密な連携のもとに適切な対応を図り、よりよいサービスの提供と市民満足度の更なる向上をめざす。